

事 務 連 絡  
平成 30 年 4 月 27 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中  
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具貸与に係る機能や価格帯の異なる複数商品の提示等に当たっての  
説明様式・ガイドラインについて（情報提供）

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具貸与については、利用者が適切な商品を選択する観点から、福祉用具  
専門相談員が機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示するほか、利用者  
に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付するといった取組が  
本年4月から実施されているところです。

あわせて、本年10月からは、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、  
当該商品の全国平均貸与価格も利用者に説明することとしています。

これらを踏まえ、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会では、「福祉用具の  
適切な貸与に関する普及啓発事業」（平成29年度老人保健健康増進等事業）にお  
いて、複数商品の提示等に当たっての説明様式やガイドラインを作成しました。

つきましては、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いた  
だくとともに、適切かつ円滑な制度の施行に向けて、御活用いただきますよう願  
いします。

<掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ>

- ① 説明様式  
([http://www.zfssk.com/sp/1204\\_monitoring/index.html](http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html))
- ② ガイドライン  
([http://zfssk.rgr.jp/h30reportpdf/h30report\\_08.pdf](http://zfssk.rgr.jp/h30reportpdf/h30report_08.pdf))
- ③ 「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業」報告書  
([http://www.zfssk.com/sp/1302\\_chosa/2018\\_index.html](http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/2018_index.html))

**【担当】**

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp